

## C B E 引取保証拡張 S K

### アクシデント・ダメージ・プロテクション（盗難対応）サービス規約

#### 第 1 条（定義）

1. お客さまが N E C パーソナルコンピュータ株式会社（以下「当社」といいます。）へユーザ登録申請されたお客さま保有機器に対して、以下に定める内容および条件で、3 年～5 年間の引取保証サービス、ならびにアクシデント・ダメージ・プロテクションサービス（以下、この 2 つのサービスをあわせて「本サービス」といいます。）をお客さまに提供いたします。
2. 「対象機器」とは、日本国内に設置された当社製 Chromebook 及び VersaPro E シリーズの GIGA スクール向け教育クラウド用端末とし、その詳細は以下の N E C ホームページを参照願います。  
<https://jpn.nec.com/products/bizpc/cb/support/index.html#anc-maintenance>
3. 「修理」とは、日本国内において故障した対象機器出荷時の機能・性能の修復もしくは維持を目的とし、機能が同等の新品部品または機能が同等に品質保証された再利用部品と故障した部品の交換作業等、ならびに修理時に当社が診断した結果に基づく当該対象機器出荷時の機能・性能を維持することを目的とした部品の交換作業等をいいます。

#### 第 2 条（本規約の適用）

1. 本規約は、当社が提供する本サービスの利用に関し適用されます。
2. お客さまは、本サービスのご利用に先立ち、本規約をよくお読みになり、本規約の内容をご承諾されたうえで本サービスをご利用いただくこととします。また、当社は、お客さまが本サービスをご購入されたことにより、本規約のすべてに同意されたものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。万一、ユーザ登録されたお客さまと保有機器のご使用者が異なり、サービス利用がご登録ユーザさまでない場合はサービスを利用されるお客さまの責任において、ご登録ユーザさまのご承認を得てご利用いただくこと、ならびに「C B E 引取保証拡張 S K アクシデント・ダメージ・プロテクション（盗難対応）ご利用手引き」（以下「ご利用の手引き」といいます。）の内容に基づき、当社がサービス提供させていただくための情報をご利用者から得ることを条件として、当社は本サービスを提供いたしますので、あらかじめご了承ください。

#### 第 3 条（本サービスの内容）

本サービスは、2 つのサービスで構成しています。

- 1) 引取修理サービス
- 2) アクシデント・ダメージ・プロテクションサービス（以下「A D P サービス」といいます。）

##### < 1) 引取修理サービス（3 年～5 年） >

標準保証（1 年目引取修理サービス）規定の適用範囲内の故障が発生した場合に、本サービス提供期間内に限り無償で引取修理を行います。引取修理サービスをご利用される場合は、サービス問合せセンター（以下「コールセンター」といいます。）に電話、電子メール、または F A X でご連絡ください。ご連絡後、お客さまから使用状況をお伺いし、当社が修理を必要と判断した場合に、対象機器の引取を手配し修理をおこないます。引取修理サービスは当社指定の宅配業者がお客さまから、i) 故障が発生した対象機器、ii) 修理依頼書兼引取依頼書を引き取り、修理完了後にお客さまにお届けします。なお、当該引き取りおよびお届けにかかる送料は、サービス提供期間の内外を問わず無料（離島をのぞく）となります。有償修理の費用（部品代、並びに技術工料）は現金でお支払いいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、本サービスの対象機器の場合は出張での修理対応はおこないません。

##### < 2) A D P サービス（3 年～5 年） >

第 5 条第 2 項に定める災害や不慮の事故により対象機器が故障した場合、本サービス提供期間内

に限り引取修理をおこなうサービスです。また、破損または損傷の状態により修理困難であると当社が判断した場合、または盗難事故が発生した場合、引取修理にかえて当社が指定する機種（以下「代替機」といいます。）を提供いたします。なお、第4条第3項の規定にかかわらず、代替機を提供した時点をもって、本サービスは終了します。

#### 第4条（本サービスの適用条件）

##### 1. 登録可能な対象機器

対象機器の出荷から3ヶ月以内のChromebook及びVersaPro EシリーズのGIGAスクール向け教育クラウド用端末。

##### 2. 本サービスの適用範囲

第6条に記載された登録方法に基づき、当社に登録され、かつ日本国内に設置された対象機器本体にのみ適用されます。ただし、一部のオプション製品については、本サービスの適用範囲とすることができません。詳細は以下のNECホームページを参照願います。

<https://jpn.nec.com/products/bizpc/cb/option/list.html>

また、次に定めるものは本サービスの対象外となります。

- ・消耗品（バッテリー、乾電池、各種媒体等）
- ・ソフトウェア（OS、アプリケーション）

##### 3. サービス提供期間

サービス提供期間は、以下のとおりです。

開始日：当社登録完了日

終了日：お登録申請いただいた対象機器の保証開始日※（1年目標準保証引取サービス含む）からご購入された本サービスの年数（3年間、4年間または5年間のいずれか）の末日まで

##### ※保証開始日

「対象機器をNECまたは販売店からご購入した日」が保証開始日となります。

ご購入日がご不明の場合、次のいずれかの方法により保証開始日を確認します。

- （1）購入日を確認できる対象機器に添付された保証書
- （2）対象機器の購入日が明記された書類（例：対象機器購入時の納品書、領収書など）

#### 第5条（ADPサービスの適用諸条件）

##### 1. ADPサービスのサービス提供条件

ADPサービスは、対象機器本体を引取修理にて対応いたします。

ただし、第5条第2項に定める盗難、または災害や不慮の事故による対象機器の故障の場合、それぞれ以下の対応を行います。

##### 1-1 対象機器が盗難にあった場合

対象機器が盗難にあった場合、引取修理にかえて当社が指定する代替機を提供いたします。第4条第3項の規定にかかわらず、当社が指定する代替機を提供した時点をもって、本サービスは終了します。なお、盗難対応には盗難届受理番号が必要となります。

##### 1-2 災害や不慮の事故による対象機器の故障の場合

補償限度額（消費税分除く）は5万円となります。

補償限度額までの故障は無償で修理を行います。

補償限度額を超過する修理、または当社が必要と判断した場合、当社はお客様に次の選択肢を提示し、お客様に選択していただくこととします。

##### A) 補償限度額5万円を超過する金額をお客様にお支払い頂き修理を実施

- ・本サービスは継続。

- B) 補償限度額 5 万円を超過する金額をお客様にお支払いいただくことなく修理を実施  
(追加料金は頂きません)  
・ 第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、本サービスは終了。

対象機器の破損状況が著しい、または部品入手に長期間を要するなどの理由により、修理の実施が困難であると当社が判断した場合は、上記 A) 及び B) に加えて、次の選択肢をお客様に提示し、お客様に選択していただくこととします。修理実施が可能と当社が判断した場合、次の選択肢の提示は行いません。

- C) 対象機器に替わり代替機を提供 (追加料金は頂きません)  
・ 第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、本サービスは終了。

代替機を提供する場合、お客様は以下の事項にご了承いただいたこととします。

- ・ 提供される代替機は、当社が指定した機種とします。お客様は機種を指定できません。
- ・ 提供される代替機は、再利用品の場合があります。
- ・ 提供される代替機は、機種・性能が修理品と必ずしも同じではない場合があります。
- ・ 提供される代替機には、提供日から 1 年間の標準保証サービスが付帯します。  
※ただし、代替機の保守部品の保有期限が代替機提供日から 1 年に満たない場合は、部品保有期限をもって標準保証サービスは終了となります。
- ・ 対象機器が代替機と交換された場合、交換された対象機器及び付属品の所有権は、全て当社に帰属するものとします。
- ・ 当社に帰属された対象機器に適用されていた引取修理サービスおよび A D P サービス以外の延長保証サービス、バッテリー交換サービス等の当社提供サービスは全て終了となります。  
(代替機にサービスは引き継がれません。)
- ・ 提供される代替機は機種型番、製造番号が変更になります。
- ・ キットングが必要な場合は、お客様からキットング業者にご依頼願います。

- D) 上記 A)、B)、C) 全ての選択肢にご了解いただけない場合  
・ 当社は対象機器の修理をせず、現状のままお客様へ返却します。  
なお、補償限度額を超過した場合、補償限度額の範囲内に収まる部分だけの修理は受付いたしません。

## 2. A D P サービスの対象となる災害や不慮の事故および盗難

- ・ 天災による機器の破損、損傷
- ・ 洪水・暴風・台風・土砂崩れ・雪害・雷によるもの。
- ・ 取扱い不注意による機器の破損、損傷
- ・ 落下や水こぼしなどによる急激かつ偶然な外因の事故によるハードウェア障害、または損害
- ・ 争議・爆発・火災によるもの。ただし、火災の場合は消防署発行の被災証明書が必要です。  
なお、火災などによる消失により対象機器の現物が確認できない場合は除外されます。
- ・ 盗難による損害。ただし、日本国外での盗難、所轄警察署の証明書、またはこれに代わるべき書類(盗難届受理番号)がない場合、または所管警察署の証明書以外に当社が指示する書類を提出することができない場合は除外されます。

## 3. A D P サービスの対象外の事象

- ・ 故意もしくは重大な過失、または法令違反によって生じた損害
- ・ 当社にて故障・不具合が確認できない部品や消耗品(電源供給ユニットやバッテリーパック)などの交換(予防交換)
- ・ 本サービス購入者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象、または暴動によって生じた損害

- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物、放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
  - ・地震もしくは噴火、または津波によって生じた損害
  - ・差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
  - ・対象機器の不具合、欠陥、摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食い、または性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、もしくは腐食によって生じた損害
  - ・紛失または置き忘れによって生じた損害
  - ・外来の事故に直接起因しない対象機器の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害
  - ・対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失、または技術の拙劣によって生じた損害
  - ・詐欺または横領によって生じた損害
  - ・かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみ、または焦げ等対象機器の機能に直接関係のない外形上の損傷
  - ・対象機器の通常の損耗
  - ・本サービス購入者が、単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
  - ・本サービス購入者の親族（注1）、使用人または同居人などが自らおこない、または加担した盗難による損害
  - ・日本国外で生じた事故による損害
- ※上記以外にも本サービス適用外の場合があります。
- （注1）6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

## 第6条（登録方法）

1. 本サービスをご利用いただくためには、「ご利用の手引き」がお手元に届きしだい、1ヶ月以内に当社へお客さま情報を登録申請していただくことが必要です。お客さまの情報を登録申請していただくには、電子メール、またはFAXで登録申請をおこなっていただく必要があります。当社での登録確認の後、お客さまに「登録完了のお知らせ」を電子メール、またはFAXで送付します。「登録完了のお知らせ」の送付をもって、当社がお客さまに対し、本サービスを適用することを承諾した証とします。  
（電話での登録申請はおこなっておりません。）
2. 当社での登録が完了するまでは本サービスは開始されません。万一、当該期間内に登録申請をされなかった場合、お客さまは本サービスを受けられませんので、必ずご登録をお願いいたします。

### <電子メールアドレスでのご登録>

電子メール：STC@necp.co.jp

登録申請が完了し次第、「登録完了のお知らせ」メールが送信されます。

### <FAX用紙でのご登録>

FAX：0276-38-3103

登録申請が完了し次第、「登録受付のお知らせ」がFAX送信されます。

### ■登録に必要な情報について

#### ①ご登録者（ご契約者）情報

- ・会社名      ・部門名      ・ご住所      ・ご担当者
- ・電話番号      ・FAX      ・電子メールアドレス
- ・本サービスのサービスシリアルNo（「ご利用の手引き」の表紙に記載されています。）
- ・本体型番                      （保証書もしくは本体の銘板ラベルを参照してください。）
- ・本体製造番号                  （保証書もしくは本体の銘板ラベルを参照してください。）
- ・ご購入日                      （保証書もしくは本体の銘板ラベルの出荷年月、または対象機器購入時の納品書、領収書などをご参照ください。）

※ご登録用紙は以下のNECホームページよりダウンロードしてください。

<https://jpn.nec.com/products/bizpc/cb/support/index.html#anc-maintenance>

#### 第7条（修理申込み連絡先）

本サービスのお申し込みは、電話、電子メール、またはFAXにて承っております。

電子メール、ならびにFAXの場合は、修理依頼書兼引取依頼書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。お申し込みの際は、「サービスシリアルNo」（9桁）が必要です。あらかじめご準備のうえ、ご利用、お問い合わせをお願いします。ご不明な場合、ご対応できない場合がございます。

- ・電話：0120-799-030（通話料無料）
  - ・電子メールアドレス：STC@necp.co.jp ・FAX：0276-38-3103（通信料有料）
- 受付時間：月～金 9：00～18：00（土日・祝日および当社指定日を除く）  
※電子メールおよびFAXは365日24時間（当社システムメンテナンス日を除く）  
受信可能です。  
※本サービスの受付手続きや引き取り手配は当社受付時間内におこないます。  
あらかじめご了承ください。

※修理依頼書兼引取依頼書は以下のNECホームページよりダウンロードしてください。

<https://jpn.nec.com/products/bizpc/cb/support/index.html#anc-maintenance>

#### 第8条（引取サービスの諸条件）

お客さまの義務、権利の譲渡、本サービスの失効、再委託、秘密保持、個人情報の取り扱い、本サービス内容の変更、規約変更、責任の制限、合意管轄につきましては、「NECパーソナル製品修理約款」の内容に準拠いたします。詳細は以下の当社ホームページを参照願います。

<https://support.nec-lavie.jp/navigate/support/repair/stipulation/index.html>

以上

（2021年12月制定）